

★ 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（条例第三十六号）（経営革新課）

一 制定の理由

中小企業者等の円滑な事業再生等に必要な権利の放棄を迅速に行うことにより、地域経済の振興に資するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 目的

この条例は、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

2 定義

- (一) 中小企業者等 信用保証協会法第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
  - (二) 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
  - (三) 求償権の放棄等 保証協会が行う求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をいう。
  - (四) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
  - (五) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。
- 3 回収納付金を受け取る権利の放棄
- (一) 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ知事に申し出なければならない。
  - (二) 知事は、(一)による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次のいずれかの計画、要請又は申込みに基づくものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。
  - (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
  - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第三条第一項の規定により行われた特定調停手続による調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項

- を定めたものを除く。)又は民事調停法第十七条の決定(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二十条の規定により同法第十七条第二項に規定する内容が定められているものに限る。)に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業の再生に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画
- (5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項の規定により、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業の再生に関する計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令第二条第四号イに規定する債権買取りをいう。)の要請
- (7) 産業競争力強化法第二十一条に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (8) 産業競争力強化法第三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (9) 産業競争力強化法第四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (10) 産業競争力強化法第四十条第二号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第三百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (11) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (12) 知事が認めるガイドラインとして規則で定めるものに基づき、株式会社整理回収機構が実施する債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項に規定する特定金銭債権に対する買取り、管理又は回収の受託に関する申込み
- (13) その他(1)から(12)までに準ずるもので、知事が必要と認めるもの

#### 4 報告

知事は、3(二)により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

5 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

三 施行期日

令和五年十二月二十五日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（財政課）

一 改正の要旨

高圧ガス保安法の一部が改正されたことに伴い、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料における完成検査合格施設の対象に、認定高度保安実施者制度に係る規定を加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年十二月二十五日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に規定を追加するもの

事 務	対 象 市 町
医療法に基づく事務のうち、経営情報の報告の受付及び医療法人の活動状況等の情報の提供	広島市及び呉市（行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係るものに限る。）
高圧ガス保安法に基づく事務のうち、認定高度保安実施者による変更の工事又は製造の方法の変更に係る届出の受付及び認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求	市町

2 市町が処理する事務に規定を追加するもの

事 務	対 象 市 町
医療法に基づく事務のうち、経営情報の報告の受付	広島市、呉市及び福山市（広島市及び呉市については、行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えない医療法人に係るものを除く。）

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和五年十二月二十五日

★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（障害者支援課）

一 改正の理由

医療及び療育体制の強化等を図るため、わかば療育園を広島県立障害者療育支援センターから広島県立障害者リハビリテーションセンターへ移転することに伴い、両センターの業務内容の整理及び名称の変更を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正

(一) 広島県立障害者リハビリテーションセンターの施設及び業務に、わかば療育園を追加し、若草園とわかば療育園が担う医療型児童発達支援センターの機能を移行した児童発達支援センターを設置した。

(二) 広島県立障害者リハビリテーションセンターの業務内容が拡大すること及び障害の有無にかかわらず幅広く医療を提供する施設となっていることを踏まえ、名称を広島県立総合リハビリテーションセンターに改めた。

2 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正

(一) 広島県立障害者療育支援センターの施設及び業務の整理に伴い、名称を広島県立松陽寮に改めた。

(二) その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和六年二月八日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 後	現 行
医療職給料表(一)適用者	三六九、五〇〇円	三六八、八〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五一、一〇〇円	五〇、八〇〇円

(2) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支 給 月	改 正 後	現 行
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五
	一二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五
特定幹部職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)	六月	一〇〇分の八五	一〇〇分の八二・五
	一二月	一〇〇分の八五	一〇〇分の八二・五
定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
	一二月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員に限る。)	六月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
	一二月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支 給 月	改 正 後	現 行

職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇二・五	一〇〇分の一〇〇
	一二月	一〇〇分の一〇二・五	一〇〇分の一〇〇
特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）	六月	一〇〇分の一二二・五	一〇〇分の一二〇
	一二月	一〇〇分の一二二・五	一〇〇分の一二〇
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
	一二月	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四七・五
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員に限る。）	六月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五
	一二月	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五七・五

(三) 暫定再任用職員の給料月額の見直し

暫定再任用職員について、給料月額の水準を調整することとした。

2 高齢層職員の昇給制度の見直し

五十五歳を超える職員の昇給について、昇給しないことを標準とすることとした。

3 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

任期付研究員	支給月	改正後	現行
	六月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五
	支給月	改正後	現行
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五

4 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

特定任期付職員	支給月	改正後	現行
	六月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五
	支給月	改正後	現行
	一二月	一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五

5 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の



委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

特別職の職員等	区分		改正後	現行
	支給月			
特別職の職員等	六月		一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五
	一二月		一〇〇分の一五二・五	一〇〇分の一四七・五

6 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

(一) 報酬の改定

短時間勤務会計年度任用職員の報酬を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定した。

(二) 期末手当の改定

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、次のとおり改定した。

(1) 令和五年度の支給割合

区分	支給月		改正後	現行
	六月	一二月		
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。）	六月		一〇〇分の一二一・五	一〇〇分の一〇七・五
	一二月		一〇〇分の一二一・五	一〇〇分の一〇七・五

(2) 令和六年度以降の支給割合

区分	支給月		改正後	現行
	六月	一二月		
短時間勤務会計年度任用職員（任用期間が六月以上の職員に限る。）	六月		一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇七・五
	一二月		一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇七・五

(三) 勤勉手当の支給

任用期間が六月以上の短時間勤務会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとした。

7 休暇制度の改正等

出生支援休暇を新設するとともに、必要な規定の整備を行った。

三 施行期日等

- 1 二1(一)及び二、二3から二5まで並びに二6(一)については、令和五年十二月二十五日から施行し、令和五年四月一日から適用する。
- 2 1以外については、令和六年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
(条例第四十一号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和五年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額及び昇給の基準を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

2 五十五歳を超える職員の昇給について、昇給しないことを標準とすることとした。

三 施行期日等

1 二1については、令和五年十二月二十五日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

2 二2については、令和六年四月一日から施行する。